

第1回秋田県こどもの貧困解消対策推進計画策定委員会 議事要旨

1 開催日時 令和7年8月1日（金）13：30～15：30

2 開催場所 議会棟2階 特別会議室

3 出席者 10名

4 議 事：

（1）委員長・副委員長の選出

駒ヶ嶺委員が委員長に、笈川委員が副委員長に選出された。

（2）第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画の推進状況について

・ 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化推進及び質の向上： 保育の現場では無償化は助かるものの、特別な配慮が必要な子供の増加に対し、職員配置や人件費が追いついていない現状が課題として挙げられた。
- 学校をプラットフォームとした福祉関係機関の連携： スクールソーシャルワーカー（SSW）の相談件数が増加しており、週2日間の限られた勤務体制では対応が遅れる場合があることが指摘された。県はSSWの配置箇所や時間数の増加について検討を進める方針を示した。
- 地域における学習支援： こども食堂などの民間団体の活動が増加しているものの、運営費や食材の保管場所などの課題があることが共有された。
- 高校生学校生活サポート事業： 発達障害など障害のある生徒への学習・学校生活支援として、県内6校にサポーターが配置されていることが説明された。

・ 子育て家庭の生活の安定に資するための支援

- ひとり親家庭就業・自立支援センター事業： 講習会の内容が固定化しており、ITスキルなど就職につながる内容の充実が必要であるとの意見が出され、検討する意向が示された。
- 児童福祉施設や里親家庭での一時的子ども預かり支援： 児童養護施設ショートステイ事業： 物価高騰にもかかわらずショートステイの単価が長年変わっておらず、施設の受け入れ体制が困難になっている現状が報告された。こどもを預かる場所の充実のため、単価の見直しや県独自の支援拡充が検討事項として挙げられた。
- 養育費の確保支援： 養育費確保支援事業の費用は国と県の負担であり、婚姻費用の確保は対象外であることが確認された。弁護士に依頼するための調停申立ての上限額6万円は低すぎるため、法テラスの水準まで引き上げるよう検討が求められた。

- **保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援、ネットワークによる網羅的支援**

- **福祉貸付資金：** 給付型奨学金の普及により貸付件数は減少しているものの、対象外の家庭には依然として必要であり、制度の活用方法をより分かりやすく周知する必要があるとの意見が出された。
- **生活困窮者自立支援事業：** 支援調整会議の開催状況と司法関係者の参加の有無について質問があり、事務局は後日確認して回答する旨を伝えた。債務整理の迅速な実施のためにも司法関係者の参加の重要性が強調された。
- **学習支援事業：** 貧困の連鎖を止める有効な事業として、市町村での更なる利用促進に向けて県から働きかけを行うべきとの意見があった。
- **生活保護：** 生活保護は生活を安定させる一方で、自動車の保有制限など課題があり、民間サポートや新たな仕組み作りが必要であるとの提言があった。

(3) 第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画について

本計画の名称には、関連法律の改正を受けて“解消”が明記された。また、新たな重点施策として「民間団体の活動支援」が追加されることが示された。これは、こどもの貧困解消に向けた対策を総合的に推進し、地域や社会全体でこどもを支えるという法改正の趣旨を反映したものであることが説明された。

(4) 計画の策定スケジュールについて

9月中旬にアンケート調査を実施し、10月下旬から11月上旬に第2回委員会で素案を検討、12月中旬から1月上旬にパブリックコメントを実施し、3月下旬に計画を策定・公表する予定が示された。

5 アンケートの実施について

本計画策定にあたり、ひとり親家庭やこどもの生活実態、支援ニーズ、こども食堂等の支援者等の取り組み状況を把握することを目的としてアンケート調査を実施することが説明された。調査は、児童扶養手当を受給する家庭の保護者、こども食堂を利用する小学生・中学生・高校生、支援者を対象に実施される。小学生向けアンケートの設問にふりがなをふる配慮や、保護者向けアンケートに家族構成や子育ての支援者の有無に関する項目を追加する検討が議論された。

6 その他

支援制度に関する情報へのアクセス向上のため、ウェブページの構成を工夫し、県民に開かれたわかりやすい情報提供を行うよう検討が求められた。

7 閉会

次回委員会は10月下旬から11月上旬に開催され、アンケート調査結果の報告と計画素案の検討が行われる予定である。